

「小規模飛行場環境保全暫定指針について」の一部改正について（技術的助言）

環管大発第 050526004 号

平成 17 年 5 月 26 日

各都道府県知事、指定都市長、
中核市長、特例市長、特別区長 殿

環境省環境管理局大気環境課
大気生活環境室長

「航空機騒音に係る環境基準について（昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号。以下「環境基準」という。）の適用されない小規模飛行場の航空機騒音評価方法、指針値等については、これまで「小規模飛行場環境保全暫定指針について」（平成 2 年 9 月 13 日環大企第 342 号。以下「指針」という。）に基づき行ってきたところであるが、平成 17 年 3 月 22 日に騒音計に関する日本工業規格の制定（JIS C 1509-1、JIS C 1509-2）及び廃止（JIS C 1502、JIS C 1505）が実施されることや、環境基準と指針との整合性を図ることを踏まえ、下記のとおり改正を行ったので参考までに送付する。

また、各都道府県知事にあつては、本通知の趣旨を踏まえ、管下市町村長に周知されるよう併せてお願いします。

記

第 1 改正内容

1. 指針の 6 測定評価方法の（3）測定機器を次のとおり改正する。

測定は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は遅い動特性（SLOW）を用いることとする。